

変えよう！杉並区政

杉並区議会議員 杉並わくわく会議代表

松尾 ゆり



わくわくレポート202号
2022.5.1.発行

連絡先：
杉並区下井草1-25-36
tel&fax：03-5930-3181

東京地裁判決下る！

～情報公開の訴えが認められました～

杉並区に情報公開を求めた訴訟で、4月8日、東京地方裁判所から判決が下されました（市原義孝裁判長）。原告（松尾）、被告（杉並区）ともに控訴せず判決は確定しました。

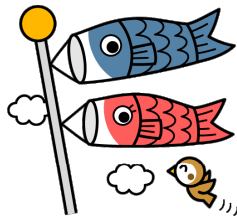
裁判へのご支援ありがとうございました。

<主 文>（概要）

1. 原告の請求のうち、河北病院と樺興産の財産評価に係る数値等については非公開が相当（請求を却下）。

2. 1以外の原告の請求を認め、公開するよう命じる。

3. 訴訟費用は原告3/20、被告17/20とする。



請求の一部が除外されたことは残念ですが、原告の私の主張はほとんど認められ、これまで非公開の理由として被告が区議会でも述べてきた内容はことごとく却下されており、実質勝訴と受けとめています。

以下、主な論点をまとめました。

<被告の反論と裁判所の判断>

杉並区：民間事業者の仮換地^(※)情報を公開すると、問い合わせや営業が集中して業務に支障を来すなど、事業活動に著しい不利益が生じる。

裁判所：①「著しい不利益」とは、一般的抽象的では足りず、客観的具体的にその合理的理由が説明されなければならない。

②仮換地情報は登記簿には登録されないが、土地登記同様の範囲で公開の必要性がある。

③問い合わせ等が集中するというが、区画整理計画自体は既に公表されており、にも関わらず具体的に支障が起きている事例等の証拠はない。

杉並区：行政の「交渉」の事務執行情報であり、

公開すると民間地権者との信頼関係を損なうなど行政の執行が著しく困難になる。

裁判所：①仮換地指定は「交渉」とは言い難い。また、前記②のように公開の必要性が高い情報である。

②従って、信頼関係や事務に支障が生じるとはいえない。

杉並区：土地評価を行った「評価員」の氏名は個人情報であり非公開とすべき。

裁判所：①個人情報であっても「事業を営む個人の当該事業に関する情報は除く」と杉並区の条例に規定されている。

②評価員はそれぞれ不動産鑑定士等専門的知見を有することを前提に選出されており、①の除外規定が適用される。

（※）阿佐ヶ谷のような「土地区画整理事業」で土地の権利を交換することを「換地」という。「仮換地」とは、「換地」を行うよりも前に交換の内容を決めておくこと。

阿佐ヶ谷駅北口

「三菱銀行や西友もいっしょに開発を」?? (予算特別委員会の質疑から)

松尾：先日、けやき屋敷南側の砂利道でイベントが開かれたと聞いた。このイベントの主催者は？

答弁：エリアマネジメント推進懇談会という民間の任意団体。昨年10月に結成された。

松尾：その場で主催者が「三菱銀行、西友も含めて開発したい」と発言したというのが本当か。銀行・西友の地権者の了解はとれているのか。

答弁：主催者の地域に対する思いであって、地権者に了解をとったとかではない。

松尾：私権に関することなので慎重な発言を求める。



河北病院完成予想図

予算特別委員会の質疑から

1. 児童館廃止の結果は…

杉並区は全ての児童館を廃止し、代わりに小学校内に学童クラブと「放課後等居場所事業」を設置、「機能移転」する計画を進めていますが、本当に「機能移転」になっているのか。検証した結果は否でした。

児童館と同等の質は、施設の規模や機能がもとも違う学校等では実現できません。児童館の廃止は中止すべきです。

◎「広い音楽室、図工室が使える」は

ウソだった

松尾：区は、学校の音楽室、図工室、図書室が児童館の各室より広く、学童クラブが移転すれば活動はむしろ発展すると説明してきたが、利用実績はどうか。

答弁：2019年度は音楽室（杉二7回、桃二4回）、図書室（桃二21回）。2021年度は音楽室（高三1回）、図書室（杉九^(※)17回）。

（※）後日杉九小の方に何うと、図書室は居場所としての使用であり、本は触ってはいけないとのこと。児童館とは違い、図書室としての利用ではない。

松尾：図工室は？

答弁：図工室の実績はない（＝ゼロ）。

松尾：驚いた。ほとんどの学校では音楽室、図書室を使えていない。全体で1校か2校だけ、それも年間1回など。諸室が存分に使えるとしてきた区の説明は粉飾だった。



◎乳幼児の居場所に図書館もカウント？

松尾：新たな施設再編整備計画とこれまでの計画で乳幼児の居場所の記述が変わった。「図書館」

が新たに加わっているのはなぜか。

答弁：図書館はもともと数に入れていた。

松尾：それは違う。児童館廃止計画が発表されたとき、**41館に代わる乳幼児の居場所を同程度確保するという区民との約束**で、その時既に存在していた図書館は計算に入っていない。また、図書館の「お話の小部屋」は児童館の乳幼児室とは趣旨が違う。

区はルールを変えて、いつのまにか違うカウントを始めた。従前の41か所を確保するという区民との約束を守るべき。

2. 今後の施設再編整備計画

◎西宮中と宮前図書館の複合化

松尾：西宮中建替えに合わせて宮前図書館と複合施設にする計画というが、敷地内に別棟を建てられるのか？ また練馬区では、民間事業者運営の区立図書館から学校図書館に支援員を派遣する方法をとっているが、西宮中の**学校司書はどうするのか**。

答弁：設計についてはこれから検討する。杉並区は**学校司書を全校配置**しこれが機能しているので、それを前提としながら考えていく。

◎ゆうゆう天沼館の休止期間

松尾：ゆうゆう天沼館がコミュニティふらっと本天沼に再編されるため、休止期間が生じる。ブランクを解消できないか。

答弁：2023年11月～2024年3月の5か月間休止の予定だが、期間短縮は大切な視点。関連する保育園や「ふらっと本天沼」の工事期間を短縮できないか協議していく。



ゆり発

ウクライナ戦争は停戦が見通せず長期化しています。ロシアの軍事侵攻は許せないことですが、歴史的、政治的背景を理解しなければ戦争は止められません。日々の報道で、ロシア側の情報はすべてフェイクとして扱われていますが、戦争当事国は常に情報統制するもの。ウクライナ・欧米側だけが真実ということはありません。

日本では「次は台湾有事」「核武装」「敵基地攻撃」といった論調が勢いづいています。議論だけでなく、実際に沖縄では軍備増強が進められています。しかし、安全保障イコール軍備増強ではありません。戦争を起こさないための平和外交、独立自主外交こそ最大の安全保障です。

「台湾有事」を避けるための努力は中国だけでなく、アメリカ、そして日本にも求められています。

